

社会医学系での経験を表す例（2019.10.06）

経過措置指導医の審査にあたり、社会医学系での経験を表す例を参考までに示します。申請書の「社会医学系での活動・実績」を記載する際の参考にしてください。

（1）以下の資格、役職、活動は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。

- 日本産業衛生学会の専攻医、専門医、指導医
- 日本公衆衛生学会の認定専門家
- 衛生学、産業衛生学、公衆衛生学、疫学、医療・病院管理学、医療情報学、災害医学に関する研究（研究実績は学会や論文での筆頭発表者等）や研究・教育を担う役職
- 病院における医療管理の実務を担う役職（院長、副院長等）
- 臨床研修病院等において医療情報システムの企画・管理を行う部門に所属する職員
- 災害支援チームへの登録・参加（DMAT、JDR等）、所属機関の災害医療役職（院内災害対策委員会の責任者）、地域の災害医療に関する活動（災害医療コーディネーター等）、災害救急医療等に係る管理職等の経験（病院の管理職、救命救急センター長、MC担当医師等）
- 院内での医療安全委員会や感染制御委員会等での責任者としての活動（委員長）
- 地域でのメディカルコントロール協議会等での活動
- 都道府県医師会理事（公衆衛生、産業保健、医療安全、医療情報、災害医療）や郡市医師会会長
- 協会構成学会・団体での学会運営の経験、委員会委員、評議員、理事、監事、学会セミナー等講師

（2）以下の職務歴（常勤職員等）は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。

- 大学の社会医学系領域の助教担当以上の教育研究経験
- 厚生労働省等行政機関（国、自治体）の医系技官
- 検疫所の検疫官、大使館等の医務官、刑務所等の矯正医官、部隊・基地等の自衛隊医官
- 都道府県・市役所衛生主管部局、保健所等行政機関の保健医療福祉部門の医師
- 地方衛生研究所、精神保健福祉センターの医師
- 企業等の専属産業医、労働衛生機関の常勤医師
- 大学等の健康管理センターの常勤医師
- 社会医学系のフルタイムの大学院生（正規の修業年限のみカウント）

（3）期間の積算についての考え方は以下です。

原則は、フルタイムの1年間（12か月）の勤務を1年間とみなすが、非常勤等スポットでのかかわりの評価のめやすの例を示す。

- フルタイムとみなすには原則的に週 3 日以上の出務は必要と考えられる。
- 行政への協力について、内容によっては 1 回を 1 週間とみなしてもよいと考えられる。
- 指導医には、年数のみならず、よりレベルの高い活動実績（指導、運営含む）が求められる。
- 積算については、同一期間内に重複した経験があっても二重にカウントはできず、実際に従事した期間の通算とする。
- 協会構成学会・団体の委員会等については、正副の会長・委員長は、関与度が大きいので、委員より重みづけを大きくする。